

## 知っているようで本当は知らないEtc. ～ 『結婚休暇』

最近しばしばお問い合わせをいただく事項として、従業員が結婚した場合の「結婚休暇」、従業員が妊娠した場合の「出産休暇」の問題があります。いずれも結婚、出産という会社業務とは関係のない私的な事項を原因とした休暇である点で共通していますが、法令の規定が複雑で、詳細まで正確に理解されている方は少ないのではないかと思います。今回は、この「結婚休暇」の制度の概要、及び注意事項について説明します。

### 1、『結婚休暇』の取得

『結婚休暇』の取得に関しては、1980年代に公布された通知があり（以下、「結婚休暇の取得に関する通知」とします。）、従業員本人が結婚する場合には、具体的な状況に応じて1～3日の結婚休暇を申請することができることとされています。ただし、休暇の取得には会社の許可を得ることが必要とされていることから、最終的な結婚休暇の付与については、会社が判断することができる内容となっています。また、結婚する当事者が同一の会社で就業している場合を除き、結婚に必要な移動日についても休暇申請することができるものとされています。なお、結婚休暇、及び移動日のための休暇については、いずれも欠勤控除してはならないこととされており、有給での休暇となります。

### 2、晩婚の場合の特例（晩婚休暇）

この「結婚休暇の取得に関する通知」からみますと、結婚休暇とは、結婚に伴う儀式や手続きを前提として、必要な限度において会社の許可を得て休暇申請をすることができる制度であると考えられます。しかしながら、これとは別の法令において、「結婚休暇の取得に関する通知」を前提としつつも、晩婚の場合には各地方の法規に基づき、結婚休暇を延長することができることとされています。これは、中国の一人っ子政策の一環として、晩婚を奨励するために設けられた法令で、上海市では1～3日の結婚休暇に加えて7日間の晩婚休暇を付与するものとされています。

上海市の関連法規によると、晩婚とは「男性は満25歳以上、女性は満23歳以上で初めて結婚する場合をいう」とされていますが、大学進学率が高くなっている現在の上海において、特にオフィス系の職場においては、従業員の結婚のうち大部分の場合がこの晩婚に当たるものと考えられます。このような状況下においては、会社としては、結婚休暇とは、結婚に伴う儀式や手続きのために必要に応じて手配しなければならない休暇ではなく、結婚した従業員に対して一定期間について必ず付与しなければならない休暇であるとの認識を保有しなければならないものと考えられます。

## ■上海市における「結婚休暇」の付与日数

従業員の結婚年齢	付与される結婚休暇	追加される晩婚休暇	合計	休暇中の給料
男性:満 25 歳未満 女性:満 23 歳未満	1~3 日+移動日 (会社の許可を得て 取得)	なし	1~3 日+移動日	要支給
男性:満 25 歳以上 女性:満 23 歳以上		7 日間	10 日間	要支給

### 3、注意事項

このように、結婚休暇は、法律上付与が義務付けられる有給休暇とは別に、結婚を契機として付与が義務付けられる有給での休暇としての意義を有することになります。上記では、上海市の場合を例に挙げて説明していますが、晩婚休暇については、各地域において異なる内容が規定されていますので、会社が存在する地域において晩婚の場合の休暇日数について確認のうえ、その内容が会社の就業規則と異なることがないかどうか、確認が必要になります。